

第 26 回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成 27 年 8 月 11 日（火）午後 1 時 50 分から午後 3 時 50 分まで

2 場 所：鶴岡市総合保健福祉センターにこ・ふる大会議室

3 議 事

(1) 「子吉川水系鳥海ダム建設事業方法書」に対する山形県環境影響評価審査会の意見について

(2) 「（仮称）鶴岡八森山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する山形県環境影響評価審査会の意見について

4 出席者（敬称略）

（委員）中島 和夫（会長）、池田 秀子、上木 厚子、小杉 健二、早野由美恵
東 玲子、柳澤文孝、横山 潤

（事務局）みどり自然課 課 長 高橋 正美
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 福島 弘幸
環境影響評価主査（兼）温泉保全係長 大高 岳史

（事業者）ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 岩澤桃子、長倉のり子
いであ株式会社 星 周次、高野 賢一

5 傍聴者：3人

6 議事内容（議長：中島会長）

事務局：ただ今から、第 26 回山形県環境影響評価審査会を開会します。私は本日の司会を努めます大高と申します。よろしく願いいたします。はじめに、みどり自然課長の高橋から御挨拶を申し上げます。

高橋課長：本日はお忙しい中、現地調査に引き続き第 26 回山形県環境影響評価審査会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃、本県の環境行政の推進にあたりまして、多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日、御審議をいただきます 2 件の案件は、いずれも環境影響評価法の第 1 種事業に該当する事業でございます。また、特に 2 件目の風力発電施設につきましても、計画段階環境配慮書手続きということで、本県では初めて取り扱う案件ということになります。事業計画の検討段階において重大な環境影響のおそれがある環境要素を選定し、環境保全のために適切な配慮をすべき事項について検討を行うこととなっています。

委員の皆様には、活発な御審議を賜りまして、これらの計画が環境に配慮したより良い計画となりますことを御祈念申し上げ、簡単ではございますが、私からの御挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

事務局：ここで、資料の確認をお願いします。本日の資料は、次第、委員名簿、鳥海ダム建設事業関係として、方法書、資料 1～資料 4 とその付属資料の 1-1～1-2、2-1、3-1～3-4 です。また、八森山風力発電事業関係として、配慮書、資料 1～資料 4 とその付属資料の 1-1、2-1、3-1～3-5 です。そのほかに事前質問に対する回答の資料があります。足りな

いものがあれば、お知らせください。

本日は専門委員を除く8名の御出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第45条第3項の規定により、本日の審査会は成立することを御報告いたします。

それでは、ここからの議事の進行は中島会長にお願いいたします。

中島会長：先ほど紹介がありましたが、本日は2件の議題の審議をしていただくこととなります。それぞれが箇所、内容、影響評価の手続きの段階が違うものについて審議をしていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

さっそく審議に入りたいと思いますが、その前に、本日3人の方が傍聴を希望しており、これを許可しましたのでお知らせします。報道関係の皆様をお願いいたします。カメラによる撮影につきましては、審議に支障のないように御配慮をお願いします。次に、事務局から、本日の議事を説明してください。

事務局：本日は、2件の案件について御審議をお願いします。

1件目は、平成27年6月19日付けで山形県知事から意見を求められている子吉川水系鳥海ダム建設事業方法書です。2件目は、平成27年7月23日付けで山形県知事から意見を求められている（仮称）鶴岡八森山風力発電事業計画段階環境配慮書です。

なお、八森山風力発電事業の案件につきましては、事業者に来ていただいておりますので、質問がある場合に、回答をお願いすることとしています。

中島会長：それでは、審議に入る前に、議事録署名人を指名します。東委員と柳澤委員をお願いします。

また、審議の中で、2件目につきましては事業者に来ていただいておりますので、質問が必要になった場合は、後ほど一括して行うこととします。

それでは審議に入ります。最初の議題は子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響方法書に対する山形県環境影響評価審査会の意見についてです。はじめに、事務局から事業の概要について説明してください。

事務局：みどり自然課の福島と申します。

鳥海ダムの事業概要は資料1のとおりでございますが、国土交通省が秋田県由利本荘市において計画している洪水調節が主目的の多目的ダムでございます。場所は鳥海山の西側、約10kmの地点の秋田県の百宅地区に計画されています。環境調査は、かなり昔から実施されており、平成18年3月に河川整備計画が策定されたことで、ダムの位置付けがされたと聞いています。

山形県における環境影響評価の手続きでございますが、計画地が秋田県内でございますが、事業者は、山形県に山頂が属する鳥海山の山頂から事業計画地が見えるため、山頂からの眺望景観に対して影響のおそれがあるのではないかとということで、山形県においても手続きを開始したところです。

資料の1の5に、その他の環境影響評価の項目についても事務局として検討はしているところですが、事業地が秋田県内であること、それから流域が

秋田県を流れる子吉川水系であること等から考えまして、景観項目以外には影響のおそれがないだろうと判断しているところです。今日の御審議につきましても、景観項目を主に御審議をお願いしたいと考えています。

現在、方法書の段階ですが、事務局としては、山頂から事業計画地まで10kmとかなり遠いものでございますから、眺望景観に対してもさほど影響があるのかどうかについて、あらかじめ検討しております。その結果は、資料3のとおり取りまとめているところです。検討の内容としましては、まず、山頂からの眺望の状況を写真に撮影をして、全体の眺望に占めるダム計画地の配置や見え方を確認しています。そのほかに、数値的にダムの計画貯水池の大きさがどの程度になるのかを計算しまして、一般的に言われております見えの大きさの指標と比べて、影響があるのかどうかについての検討しております。その結果、位置的には眺めの景観の中心の領域に入るものの、大きさとしてはあまり目立つものではないものと取りまとめています。

これに関しまして、遊佐町長からも御意見をいただいております、資料4にお付けしてありますが、あまり影響はないのではないかとのお考えを示されております。

また、方法書は縦覧が終了しており、一般の意見については、事業者が収集しております。提出された一般の意見の総数は17通、その中に景観項目に関する意見はありませんでした。今回は資料としてお付けしておりませんが、一般の方の意見はそのような状況でございます。

簡単ではございますが、事業の概要は以上のとおりです。

中島会長： それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、委員の皆様から方法書に対する質問あるいは意見がありましたらお願いします。

早野委員： 資料1の5の廃棄物等におきまして、それらが秋田県内で処分されるとすればという仮定の下で、県内への影響はないものと考えていますが、県内で処分されることになった場合は、どのように考えればよいのでしょうか。想定外のことは考える必要がないということでしょうか。

事務局： 事業者が方法書で調べている範囲は、そのような施設については秋田県由利本荘市と遊佐町についてです。位置的に見れば、由利本荘市で処理がされなくて、遊佐町で処理がされるということは、距離的にもあまり考えられないということで、このような考えとしています。遊佐町において廃棄物の処理がされて、重大な環境影響が生じるおそれがあれば、その際に改めて検討することが必要になるものと考えています。

早野委員： ここでは、支障がないとするのではなくて、そのようなことが生じた場合には、対処するという考えでよいのでしょうか。

中島会長： そのようなことがないように、事業者に対して申し入れをしておくということでもよろしいでしょうか。そのほかに御意見はありませんか。

上木委員： 水のpHがすごく低いのですが、烏海山側から出ている水が酸性の水で、烏海山の川の水が酸性なのですが、それを溜めるときの注意が何も書かれていません。溜めるとpHが下がると思うが、ダムとして溜めることについて

配慮、注意を行う必要があります。

中島会長： 水系としては秋田県にあるわけですが、資料を見る限りそのような点があるということですが、事務局はどのように考えますか。

事務局： 御意見はわかりますが、山形県内において影響があるかどうかということで考えると、子吉川水系の話ですので、それは山形県には及ばないのではないのでしょうか。そこまで山形県として申し上げたほうが良いかということでは、そこまではしょうがないのかと考えます。

ただし、この案件は秋田県においても同時に審議がされていますので、山形県の審査会においてこのような御意見をいただいたということについては、秋田県にお伝えしたいと思いますがいかがでしょうか。

上木委員： どのくらいの pH のものがどのくらい出るのかといった計算はしておく必要があるでしょう。

中島会長： それでは、秋田県に伝えていただくことにします。そのほかにいかがでしょうか。特に眺望については視野に入るけれども、視角的には小さく見えるので、あまり影響はないのではないかとということですが、そのあたりはいかがでしょう。特にございませんでしょうか。

それでは、いくつかの意見がありました。山形県環境影響評価審査会として、今回の方法書につきましては、特に環境の保全の見地からの意見はないということよろしいでしょうか。

(委員からは異議はなかった。)

中島会長： それでは、あらためまして、鳥海ダム建設事業環境影響評価方法書について、山形県環境影響評価審査会として環境保全の見地からの意見は特になしということとします。

事務局から、何か発言がありますか。

事務局： 特にございません。

中島会長： 次の議題は（仮称）鶴岡八森山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する山形県環境影響評価審査会の意見についてです。

事務局から事業の概要を説明してください。

事務局： 八森山風力発電事業の概要は、資料 1 のとおりでございます。ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、鶴岡市の西約 15km の位置にある八森山の尾根に計画している風力発電事業で、2,000～3,000kW 級の風力発電機を最大 9 基設置し、その出力は 27,000kW となるという計画です。

事業実施想定区域は、風力発電施設の設置を計画している尾根のほかに工事用道路として利用する区域、工事に伴う土捨場、その他電気工作物を設置する区域等を含んだ広い区域 300ha を設定しています。

現在は、具体的な施設の配置が決まる前の段階での、計画段階での配慮書の手続きとなります。8月17日までの期間を設定し、事業者は配慮書を縦覧中でございます。そのため一般の意見はまだ集約されていませんので、どのような意見をいただいているのかは不明でございます。

環境影響評価の手続きにつきましては、資料 2 のとおりでございます。計

画段階配慮書の手続きは、今回が審査会としては初めてですが、若干、これまでの方法書の手続きとは違うところがございます、例えば配慮書の段階では、重大な環境影響のおそれがあると考えられる項目を選んで、それについて、環境保全のためにどのようなことを配慮すべきか、ということについて検討を行うものです。

配慮書の段階では、一般的には施設の位置・規模の複数案を設定して、それぞれ比較をして、このようなことを検討することが常でございますが、風力発電事業は風況や地形の制約が多い事業でありますので、複数案を設定することが難しい場合があります。本事業においても、複数案の設定を行わないで、今後、環境への影響を考慮しながら、具体的な施設の配置を検討していくという手法を取っています。このような手法は、関係する配慮書手続きのガイドなどにおいて、手続きとしては問題がないとされているところです。

事業者は、今回の配慮書の中でどのように評価をしているかということについて、配慮書を御覧になって御存知のことと思いますが、重大な環境影響のおそれがある項目として、騒音、風車の影、動植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場を選定して、評価を行っています。そのいずれの項目についても、今後の風力発電機の配置の詳細を決めていく段階において、その影響を回避又は低減できるものと事業者は評価をしています。

中島会長： それでは午前中に現地の調査をやったわけですが、その結果、現場を見ていただいたということを踏まえまして、委員の皆様から配慮書に対する質問、意見をお願いします。現地を見て率直な意見として、非常に大きなものができそうだなという感じがありますが、もしそれができた段階で、また、作る段階でいろいろな影響が想定されるかと思いますが、そのあたりについていかがでしょうか。

柳澤委員： 今、鉄塔が建っていますね。風速を測るためですか。あのデータはこれに載せていませんが、後で見せていただけるのでしょうか。

中島会長： そのあたりはどうでしょうか。

事務局： 風況調査の結果については、提供していただけるかどうかは、事業者に聞いてみないとわかりません。

柳澤委員： 観測点の気象データは地表面のデータで、作られるところは、標高が400mくらいで、さらにそこに風車が建ちますから一番上では500～600mくらいの高さになる。すると当然、気温は下がってきますし、それから、海から来た風がそのまま山にぶつかり上がって行って雪雲を作り、その雪が反対側に降ることによって反対側でスキーができるものと思います。そうすると、風車が雪雲のまん中に入る状態になる。雪ができる場所では、凝結したり着氷や着雪が起こるが、そのまん中になるのかもしれない。そうすると、効率が悪くなったり、ほかのことが起きるかもしれない。上のデータが必要だろう。地表面のデータだけをいただいても、何かの判断ができにくいので、そちらのデータを見せてほしい。

中島会長： この点については、方法書を作成する段階で、事業者に、データが出てくるようお願いするというのでしょうか。

事務局： 今回の段階で事業者にデータを提供していただけるか、柳澤委員がおっしゃることを確認する必要があるとういことを事業者に伝えて、データを提供していただけるかどうかを確認することでいかがでしょうか。

中島会長： 事業者に質問したいと思います。そのほかいかがでしょうか。

横山委員： 今回の事業地からは、距離的には9kmぐらい離れているのですが、大山上池・下池がラムサール湿地に登録されています。過去の風力発電所で、ラムサール湿地のかなり近傍に設置されている事例があるのかどうか、その場合にどのように対処したのかということが、もしわかれば、文献調査をしておいたほうが良いのではないですか。

それと、ユビナガコウモリの渡りのルートがわかっていない状況で、2km離れているから大丈夫だろうというのは、少しいかがなものかと思えます。

中島会長： 最初の大山のほうが登録されているということで、類似した事例を収集したほうがよいとのことですが、このあたりはいかがでしょうか。

事務局： 確認させていただきたいのですが、類似した事例を事務局として収集をするということでしょうか。

横山委員： 配慮書を事業者がまとめているので、事業者が収集するように依頼するのが良いのではないですか。それをどの段階で出していただくかはわかりませんが、鳥のことが今回の焦点になるのではないかと思います。その際に、国際的な条約に基づく渡り鳥の飛来地の近傍に風力発電所を建てるのは、いろんな問題が起こる可能性があるかもしれません。これより近い場所に建てた事例があれば、今回の事例についても問題はないということになるのかもしれないし、これより、近い位置にないとなれば、初めてラムサール湿地に近いところに建てるということになるので、慎重に評価をする必要があるのではないかと思う。

中島会長： この件につきましても、事業者に聞いてみたいと思います。もう1件のコウモリの渡りのルートについてですが。

横山委員： わかっていないというのが現状で、どうしたらよいかということや調査も難しいとは思いますが。現状だと繁殖地としての利用については、遠いので影響はないだろうという判断をしていますが、鳥の渡りと同じような扱いをしてはどうかと思う。

中島会長： これもあわせて事業者に聞きたいと思います。そのほかはいかがでしょう。細かな事業計画が確定していないという段階ではありますが、尾根の上に作るということで、いろんな影響があると思いますがいかがでしょうか。

池田委員： 現地を視察して、どのくらいの高さのものができるかをイメージしてみて、やはり威圧感があると思いました。

事前の質問でもありましたが、例えば付属の施設として、送電線とか搬入道路とか必ず必要になるものがあると思います。景観のところで配慮されるものは風車ですが、このような付属の施設についての景観への影響について

も、集落に近いので考える必要があるのではないのでしょうか。

中島会長： そのあたりについては、今後の段階において当然配慮がされるべきものと思いますが、それについて事務局はどうでしょうか。

事務局： 事前に上木委員からも風力発電機からの送電の仕方として、架空にする場合はかなり目立つおそれがあるのではないかという御意見をいただいているところです。一般的に配慮書の段階で検討しますのは、重大な影響のおそれがある項目は何かということで、具体的に配置計画が決まった段階での切土盛土の見え方については、その時点における評価で足りるものであれば、その時点で評価をしてもよいです、という取扱いになっています。

先ほどの送電線の例、それから委員からお話がありました工事用道路の例につきましても、工事の詳細計画が決まってきた段階での環境配慮の項目になるのではないかと考えています。

中島会長： これについては、今後の、次の段階で様子を見ながらということで、参考意見とさせていただきます。そのほかにかがでしょうか。

早野委員： 最大設置する風車は9基と聞いていますが、実際に建てる風車の台数によっては見える幅も違ってきますが。

事務局： 風力発電機の規模によっては風力発電機の大きさも違ってくるため、見え方も違ってくるとは思いますが、3,000kW級を9基で合計27,000kWとしています。

早野委員： 9基あるという仮定で、話を進めるということでしょうか。

事務局： それでよろしいと思います。

中島会長： どのくらいの大きさのものを建てるのかによって、間隔も決定していくのでしょうか。

事務局： 風車を建てる範囲は、配慮書に記載の図面で、尾根に点線で囲みのある範囲で考えているということになります。

上木委員： 現地を見たところ、スギがたくさん植えられていましたが、人工林はいずれ伐採されることがあると思います。スギが伐採された状態と、今の状態では環境としてかなり違ってくるとは思いますが、今の状態がずっと続くものではないと思いますので、それが何かしらの影響があるかもしれないということ、事業者は少しそのようなことも頭に入れておいたほうがよいのではないのでしょうか。伐採はいずれされるでしょうから。裸になれば、20年、30年経たなければ、今の状態にはならないので、その場合には景観として問題が生じるかどうかはわかりませんが、そのあたりを頭に入れておいたほうがよいのではないのでしょうか。

中島会長： 事務局はどうでしょうか。

事務局： 例えば見え方について、先ほど早野委員から垂直見込角の話がありましたが、そういった計算をする場合は、現在見えている高さは、木があれば根元が隠れますが、実際の計算をする場合は、構造物の高さを使って計算をしますので、木のない状態で計算をすることになります。

騒音の伝わり方を計算するときは、地表面の状況を加味します。また、風

車の影の影響を考えると、基本的には地表物がない状態で計算をするものと思います。

景観のところ、このように見えるが、実際は木の影になって見えませんという評価をする場合もあります。

木がある、ないというのを、これからどのくらいの期間で考えるかというのは難しいと思いますが、御意見をいただいたことを頭に置きながら、今後事業者が評価をしていくように、事務局としても事業者に申し入れをしていきたいと考えています。

中島会長： よろしいでしょうか。そのほかにいかがでしょうか。

池田委員： 参考資料の3-3で、メッシュの生息情報が載っていますが、そのデータは2002年のものですが、新しいものはありませんか。

事務局： このデータ自体を平成23年1月に環境省が取りまとめた鳥類等の立地適正化のための手引きに引用して使っているということですので、まとめたデータとしてはこれが最新のものだと思います。なお、最近のデータについては、事業者が地元の鳥類の専門家に聞き取りを行っていますので、それで補完されているものと思います。

池田委員： 地元の方で鳥類の調査をされている方が多いと思いますので、そのことについても調査をされたほうがよいと思います。

横山委員： 複数案を設定することが難しいということで、今回は単一案の提案となっているということでしたが、技術ガイドの総論の概要に書かれているような、複数案を設定できなかった理由を示すということになっているのかどうかということと、ゼロオプションは考えなかったのかということについて、何か事業者からありましたでしょうか。

中島会長： 事務局はいかがでしょう。

事務局： ゼロオプションについては、今回はそのような案がないということで、配慮書に記載されていないということです。複数案を設定しない場合は、理由を明記にすることが書かれていますので、それが書いていないということであれば、事業者に聞く必要があるだろうと思います。

中島会長： それでは事業者に聞いてみることにします。そのほかにいかがでしょうか。

それでは、私のほうから質問ですが、既に地元には話をしているということでしたが、それはどの程度の話で、どこでどういう話が行われたのかということと、今後の予定をお聞きしたい。

少し、肯定的な意見が出たということですが、実際、こういうものができるかと否定的な意見もあるのかとも思います。山の上にこれだけのものができるということを示して、そのうえで意見を聞いているのか。今の段階としてはどのようになっているか、今後はどうするのかについてお聞きしたい。

事務局： 今後の地元説明の予定、内容については、事業者からお聞きしていませんので、その点については事業者にお聞きしてはどうでしょうか。

中島会長： 質問したいと思います。そのほかにいかがでしょうか。

小杉委員： 事前質問でも出しましたし、現地を視察しても感じましたが、風車の影に

ついてですが、配慮書では1 km の範囲で調査をすることになっていますが、風車が設置される場所は、標高差が300mほどある山の稜線であることを考え併せると、その影響範囲を1 km に限らずに、もう少し広く取って考えたほうがよいのではないかと。

今日見たところでは、三瀬の駅のあたりですとか、それを含む三瀬の集落全体ですとか、そのあたりまで、季節とか時間帯によっては影響があるのではないかと現地を見て感じました。

最初の段階で機械的に範囲を決めるよりは、十分に広く範囲をとって調査をしたほうが良い。

中島会長： 事務局はどうでしょうか。

事務局： 意見として取りまとめてはいかがでしょうか。

中島会長： これも事業者に聞いてみることにします。そのほかいかがでしょうか。

横山委員： 専門外のことですが、配慮書の3-11 のところで112号線の騒音が環境基準を既に超過しているが、例えばこの場所に風力発電が加わると環境基準を超えることになると思うが、そこには何も作ってはいけないことになるのか。測定地点の1980番のところが、既に環境基準を超えています。現況データとしてこのような値を使った場合には、環境基準を超過することになるのではないかと。

事務局： 必ずプラスになるということではないので、調査をしてみないとどれくらい大きくなるのかはわからないと思います。

実際には、委員のお話のケースは、街場の中での工事に関する環境影響評価ではあり得るものですが、そういったときに、環境基準を超えているからといってそれができないというのではなく、その影響をできるだけなくする、低くできるかということによって保全措置を考えていただいて、事業計画を作ってくださいというのが流れかなと考えています。

横山委員： 準備書の段階で調査に入ると思いますので、その結果を見ると評価の結果が違ってくるのかもしれない。

事務局： そういった例はあると思いますので、どのような考え方をするかについて勉強をさせていただいて、今後、事業者と調整をさせていただきます。

中島会長： それでは、このあたりでいくつか出ました質問に対して、事業者から回答をいただきたいと思います。少し休憩を取りますので、事務局で質問内容を整理してください。3時10分まで休憩とします。

(事務局が質問項目の取りまとめを行い、完了後に再開)

中島会長： 事務局が事業者に質問する項目を読み上げますので、委員の皆様から確認してください。事務局は始めてください。

事務局： その前に少しお断りをさせていただきます。事業者の方に質疑応答する際に、意見として事業者にこの場で申し上げるという仕組みにはなっておりませんので、皆様からいただいた御意見につきましては、できるだけ質問の形に変えて事業者に質問していただきたいと考えております。

(事務局が質問項目を読み上げて委員が確認)

(事業者が入室)

中島会長： 本日はお忙しいなか御出席をいただき、ありがとうございます、私は山形県環境影響評価審査会会長の中島です。まず、事業者の皆様の自己紹介をお願いします。

(事業者が自己紹介)

中島会長： それでは委員からいくつか質問があります。まず事務局が質問の項目を読み上げますので、その後に委員から直接質問することになります。それに対して事業者の方から回答してくださるようお願いいたします。それでは事務局は進めてください。

事務局： 委員の皆様から全部で6点の質問があります。1つ目の質問は、横山委員からの質問で、複数案の設定についてです。

横山委員： 配慮書を拝見すると、事業計画に幅を持たせることを複数案と見なすということとしていますが、現地を見せていただき、また、地図上で拝見した限りでは、最大規模で作るとすると配置等に関してはほとんど余裕がないように見えますが、これを複数案と見なしてよいのかどうか、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

また、最小規模とすると、どれくらいの規模を考えているのでしょうか。

事業者： 最大区域ということで、御指摘のとおり、今、風車を配置可能な案と考えております尾根上で、風車の事業実施想定区域を設定しています。風車を設置するときの間隔についても、風況データを踏まえまして検討していきますので、もう少しそこについては検討の余地があるものと考えています。今は設置可能であると予想する最大の範囲で事業実施想定区域を設定していますが、今後、環境調査であるとか地権者との話の中で、事業の実施区域を絞り込んでいくという過程を取ろうと考えていますので、それは配慮書にも記載しているとおおり、複数案の一つと見なすことができるものと考えています。

横山委員： 最小数としてどのくらいをお考えなのでしょうか。

事業者： 風況データを只今観測中でございますので、それが揃った段階で事業採算性に合うところで考えていくことになります。

事務局： 2番目の質問は中島会長からの質問で、これまでの地元への説明の状況と今後の説明の内容についてです。

中島会長： 既に地元に対しては説明をされていると思いますが、その状況と、今後、いつ、どこで、どのように説明を行う予定なのかについて教えてください。

事業者： 風況ポールを設置したのは今年の秋ですが、その段階からポールを設置する地区の代表の方を中心に説明を始めました。その後、周辺の5地区の地区長、自治会長さんなど代表の方を中心に説明をしました。今年の3月です。その後、地区毎に、4地区ですが、5月の中旬に各地区2時間程度の住民説明会を開催し、風力発電事業の計画の概要と今後進めていく環境アセスの手続き、現地調査の内容についても説明しています。地元の方からは活発な御意見をいただき、弊社としてもできる限りの回答を行い、また、今後もこのような説明会を行っていきましようということで、地元の方とは合意し

ているところです。

今後の説明の予定については、具体的な日程は決まっていますが、事業の進捗がありましたら説明を行っていくことはお話をしています。

この夏から環境調査に着手していますが、その開始前にも各地区の自治会長を中心に代表の方に説明をしています。また、毎月、現地調査の内容についてお知らせのチラシを作って配付しているところです。

中島会長： ありがとうございます。これに関連して何かありませんか。

早野委員： 説明の際に、例えば山の尾根のところにこういったものができるよというようなもの、今回、私たちは現地を見たときに鉄塔の何倍の高さのものができるのですということで想像したわけですが、想像で説明するのと絵を見せて説明する場合とでは違うと思いますが、そのあたりはお考えでしょうか。

事業者： 5月の中旬の説明会では、風況観測ポールの位置に風車が建った場合、想定ですが1基建った場合のフォトモンタージュを作成し、説明しています。

事務局： 3番目の質問です。柳澤委員からの質問で、風況調査のデータは、提供していただけるかということです。

柳澤委員： 風況調査のデータは、いつ頃開示していただけるのかをお聞きしたい。というのは、配慮書の3-3のところ、鶴岡市の気象概況のデータが出ていますが、これは地表部のデータですから、上のほうでは3～4℃気温が低くなり、風速もかなり日変化が大きくなるのではないかと思う。

高さ的には標高400mくらいのところに、さらに150～200mくらいの風車が建つので、一番上のほうでは500～600mくらいになるだろう。スキー場が裏側にあるということは、雪雲ができるということで、凝結とか着氷等も起きる可能性があると思われるので、そのデータを見せていただけるのでしょうか。

事業者： 昨年の11月から風況観測をしています。八森山の山頂付近で、高さ59mのところにセンサーを付けて風速と風向を観測しています。気温は測定していません。

風況データの開示についてですが、そのデータは事業者としては貴重な財産と考えておりますので、今のところは公表ということを考えていません。

柳澤委員： 着氷等が起きる可能性が高いと思いますが、それについては何らかの検討をするのですか。

事業者： 着氷については、今後選定する風車メーカーと協議して、どのような対策があるのか、どういったことが起こりうるのかといったことについて検討していくこととなります。

中島会長： 次の質問に移ります。

事務局： 4番目の質問ですが、小杉委員からの質問で、風車の影についてです。

小杉委員： 風車の影について御質問したいのですが、配慮書の5-6ページに調査地域について説明があり、ローター直径の10倍の範囲が影の影響の及ぶ範囲であるということで影響範囲が1kmであるというふうに決められています。今日、現地周辺の視察等をしたのですが、風車が設置される所が周囲と300

mくらい標高差がある山の稜線上であることから、風車の影の影響範囲は、通常考えられているよりも広範囲に及ぶ可能性があると考えられます。ですから、通常、ローター直径の10倍と考えている範囲よりも、もう少し調査の範囲を広く取って調査をされたほうがよいのではないのでしょうか。

事業者：ローター径の10倍というのは、一般的に言われていることでして、標高とか、あるいは住宅が北にあるのか南にあるのかといったことによって影響範囲は変わってくるものです。

今回の場合につきましては、北側の影の影響を受けやすいところに住宅が比較的多数ありますので、風車の位置は確定しておりませんが、このあたりを精査して、実際に風車の位置と高さが決まり、影響の及びそうな場合があれば広めに調査を行って、その結果については準備書のほうでお示しをしたいと考えています。

小杉委員：5-4ページのところで、これは騒音のほうの地図ですが、三瀬の街中には学校とかの特に配慮が必要な施設もありますので、そのあたりも考慮しながら調査をしていただければと思います。

中島会長：次の質問に移ります。

事務局：5番目の質問は、横山委員からの質問で、ユビナガコウモリの渡りへの影響についてです。

横山委員：ユビナガコウモリの棲息地については、事業地から2km離れているので影響はないとしており、それはそのとおりだと思いますが、このコウモリは冬季におそらく渡るのではないかと思います、その渡るルートはよく分っていない。ほかの地域の移動を見ると、南の方に移動しているようなので、棲息地の南に位置している本計画地は、何らかの影響がある可能性がある。

今回の予測結果では、コウモリに対する影響はないとしているが、影響がないとは言い切れないのかもしれない。

事業者：バードストライクの影響のほかに、バッドストライクの影響としまして、最近ではコウモリに対する影響についても注目されておまして、経済産業省の顧問会においてもコウモリについても丁寧に調査をなささいということに注意としていただいています。

コウモリは、なかなか種類を把握することが難しいものではありますが、できる限り調査をいたしまして現況を把握して、影響のおそれがある場合は、予測と評価をしていきます。

また、移動時期につきましても、専門家がいらっしゃれば適宜ヒアリングを行いまして、そういったことを把握したうえで、適切な時期にも調査をしていくといったことも検討したいと思います。

中島会長：最後の質問です。

事務局：最後の質問は、横山委員からの質問です。10kmほど北にラムサール条約湿地の大山上池・下池の湿地がありますが、それに対する鳥類の渡りへの影響についてです。

横山委員：ラムサール湿地に登録されている大山上池・下池については、9km近く

離れているので、風力発電施設の直接的な影響がないものと判断されていますが、ラムサール湿地の近傍に風力発電施設を作る計画は、あまり全国的にも例がないものと思います。ラムサール湿地の近傍に風力発電施設を建てている例がほかにあるのかどうかを調べていただいたうえで、もし、その事例があるとすれば、その事例においてどのような配慮をしたのかを方法書なりで報告をしていただきたい。

上池・下池の渡りについては、基本的にはガン・カモ類なので、基本的には北から渡ってくると思われませんが、中継地として利用する場合は、南へ渡る可能性もあると思いますので、北からやってくるガン・カモ類についても配慮する必要があると思う。

事業者： 渡りに関しましては、鳥の専門家に主に猛禽類を中心としてヒアリングを掛けていましたが、このラムサールの池があるということで水鳥についても無視できないということがございますので、まずは事例を調べてみて、全国的にどのような対応が取られているかを参考にしまして、検討すべき点がありましたらそれを取り入れて調査、予測、評価をしたいということで考えております。

会長： それでは、こちらで準備した6件の質問については終わりました。事業者の皆様は退出していただいて結構です。どうもありがとうございました。

(事業者が退出)

それでは、最後に委員の皆様から御意見等はありませんか。本件につきましては、具体的な細かいところが決まっておきませんので、今後しっかりと進め方について見ていく必要があるものと思います。

この辺りで審査会の意見をまとめたいと思いますが、私と事務局に一任していただけますでしょうか。それでは、本日の審議に基づいて案をとりまとめ、皆様に確認をしていただいたうえで県に提出したいと思います。

事務局からほかに何かありますか。

事務局： 事前に資料3として、配慮書ができた段階で事務局として確認した結果について取りまとめています。この中で先ほどユビナガコウモリの渡りですとか、鳥類の渡りについての御質問をいただきました。そのほか、例えばレクリエーション広場に対する影響についても、もう少し調査が必要であると考えているところですが、こういった項目について何か御意見はございますでしょうか。

横山委員： 複数案の件ですが、計画段階配慮手続きに関するガイドには、複数案と見なすものについては相当曖昧に書かれているので、明確に複数案となることわかるような、数値的な根拠をもって複数案とできるという基準というか、県として複数案と見なすことができるためにはこういうものが必要だ、というようなものを考えていただくことはできませんか。

事務局： 今回、事業者が参考にしております配慮書作成のガイドは、環境省が作って示したものです。これは複数案の考え方がわかりにくいので、例えばこのように考えたかどうかということを示したもので、実際は事業者が自分の考

えを持って考えていくというのが本筋だろうと思います。

県としても、今後また案件が出てくることも考えられますので、そういったことについても考えていきたいと思っています。

中島会長： それでは、（仮称）鶴岡八森山風力発電事業 計画段階環境配慮書の審議は、これで終わります。

皆様から、積極的な御審議をいただき、ありがとうございました。

事務局： 中島会長、ありがとうございました。

閉会にあたり、高橋課長から御挨拶を申し上げます。

高橋課長： 長時間にわたる熱心な御討議ありがとうございました。今後、会長からいただきます意見を踏まえ、知事の意見を事業者に戻しまして、環境により配慮した事業となりますよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、今後の予定について若干御説明をさせていただきます。次回提出されるであろう案件は、山形県及び酒田市が、それぞれ計画しております風力発電事業の準備書で、これを審査していただくことが予定されております。審査会の開催については、これから、事業者からいろいろな書類が出てまいりますので、2月頃ではないかと予定しているところですが、その前に現地調査を考えておりまして、できれば10月～11月頃を考えていますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

事務局： 以上をもちまして、第26回山形県環境影響評価審査会を閉会いたします。

（終了：午後3時50分）